

特定施設入所者生活介護

1 特定施設入所者生活介護の現行の報酬体系

特定施設入所者生活介護費

要支援	2 3 8 単位
要介護 1	5 4 9 単位
要介護 2	6 1 6 単位
要介護 3	6 8 3 単位
要介護 4	7 5 0 単位
要介護 5	8 1 8 単位

×

指定基準に定める員数の介護従業者
を置いていないとき

70 / 100 を算定

+

機能訓練体制加算 1 日につき 1 2 単位加算

2 特定施設入所者生活介護の報酬体系を考える視点

現行の報酬体系

【特定施設入所者生活介護】

要支援、要介護度に応じて設定
 特別養護老人ホームにおける直接処遇職員による介護サービスを参考として、看護・介護職員の人件費等を評価

人員配置基準 要支援者 10:1
 要介護者 3:1

居住費用(施設・設備費用、光熱水費等)、食事費用、看護・介護職員の加配に要する費用などは利用者負担

【加算・減算】

機能訓練加算、人員基準欠如減算

(参考)

有料老人ホーム

常時10人以上の高齢者を入所させ、食時の提供その他日常生活上必要な便宜を提供する施設

ケアハウス(軽費老人ホーム(介護利用型))

自炊ができない程度の身体機能の低下等が認められ、又は高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者であって、家族の援助が困難なものを入所させ、食事の提供その他生活上必要な便宜を提供する施設

有料老人ホーム・ケアハウスで介護保険の特定施設の指定を受けた施設においては、要支援・要介護の認定を受けた在所者は、施設から、特定施設入所者生活介護として介護保険のサービスを受けることができる。

論 点

特定施設の入所者の特性を踏まえた報酬設定のあり方についてどう考えるか。

デ ー タ

(社会福祉施設等調査 平成12年10月)

施設の状況

	施設数	定員	在所者数	要介護者等数
有料老人ホーム	350	37,467	26,616	9,684
うち 特定施設	240	30,505	22,197	8,472
ケアハウス	1,160	45,272	40,990	14,367
うち 特定施設	46	1,741	1,631	823

施設数の年次推移

[有料老人ホーム]

平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年
275	281	287	298	350

[ケアハウス]

平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年
450	623	794	985	1,160

在所者の状況 (在所者の要介護度別構成割合)

[有料老人ホーム]

	要介護認定を受けていない人	自立	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	要介護者等割合	平均要介護度
特定施設	42.2%	19.6%	3.4%	9.6%	7.2%	6.2%	6.8%	5.0%	38.2%	2.52
非特定施設	56.7%	15.9%	3.1%	7.5%	4.9%	4.1%	4.7%	3.1%	27.4%	2.37

[ケアハウス]

	要介護認定を受けていない人	自立	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	要介護者等割合	平均要介護度
特定施設	23.7%	25.9%	15.5%	23.2%	6.6%	2.3%	0.9%	2.0%	50.5%	1.24
非特定施設	52.1%	13.5%	10.5%	16.4%	5.0%	1.5%	0.7%	0.3%	34.4%	1.14

3 参考資料

特定施設入所者生活介護

介護給付費に関するデータ（介護給付費実態調査（平成13年5月審査分））

特定施設入所者生活介護総費用		1,791,697	千円						
介護給付費全体に占める割合		0.6	%						
		要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	(平均要介護度)	
利用者数(人)	9,783	817	2,492	1,900	1,592	1,705	1,277	2.51	
構成割合	100%	8.4%	25.5%	19.4%	16.3%	17.4%	13.1%		
利用者1人当たり平均単位数	／月(単位)	17,810	6,813	15,639	17,499	19,291	21,240	23,121	
利用者1人当たり平均利用実日数	／月(日)	27.7	27.5	27.8	27.6	27.7	27.8	27.6	
利用者1日当たり平均単位数	(単位)	643.0	247.6	562.0	634.4	696.8	763.4	838.1	
		社会福祉法人 (社協以外)	営利法人	社団・財団	その他の法人	その他			
請求事業所数	311	47	208	16	18	24			
	100%	15.1%	66.9%	5.1%	5.8%	7.7%			
1事業所当たり平均費用額	／月(千円)	5,761	2,976	6,427	6,299	4,657		4,882	
1事業所当たり平均実人数	／月(人)	31.5	18.8	34.3	35.8	25.4		27.1	
利用者1人当たり平均費用額	／月(円)	182,976	158,233	187,381	176,195	183,413		180,249	

要介護状態区別

		要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	(平均要介護度)
算定日数(日)	277,212	22,971	70,772	53,820	45,041	48,355	36,253	2.51
構成割合	100%	8.3%	25.5%	19.4%	16.2%	17.4%	13.1%	
有料老人ホーム	100%	7.9%	25.2%	19.5%	16.4%	17.7%	13.3%	
軽費老人ホーム	100%	31.5%	45.0%	17.0%	5.2%	0.0%	1.4%	
算定単位数(千単位)	174,060	5,566	38,941	33,209	30,684	36,184	29,475	
	100%	3.2%	22.4%	19.1%	17.6%	20.8%	16.9%	

サービス種類別

		有料老人ホーム	軽費老人ホーム
算定日数(日)	277,212	272,776	4,436
	100%	98.4%	1.6%
算定単位数(千単位)	174,060	171,935	2,124
	100%	98.8%	1.2%
請求事業所数	311	301	9
	100%	96.8%	2.9%

機能訓練加算の状況

		有料老人ホーム	軽費老人ホーム
算定日数(日)	51,649	49,481	2,168
(サービス日数に対する割合)	18.6%	18.1%	48.9%
算定件数(件)	1,837	1,763	74
(サービス件数に対する割合)	18.6%	18.1%	47.4%

有料老人ホーム(平成12年社会福祉施設等調査(12.10.1))

施設の状況

施設数 350施設 (うち 特定施設 240施設)

経営主体別施設数

公営	社会福祉事業団	社会福祉法人	宗教法人	社団	財団	株式会社	その他の法人	個人	その他
0	2	28	17	2	50	201	38	7	5

(注) その他の法人には厚生連、農業協同組合、消費生活協同組合、簡易保険郵便年金福祉事業団が含まれる。

年次推移

施設数

平成2年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	対前年増減率(%)
173	272	275	281	287	298	350	17.4%

定員

平成2年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	対前年増減率(%)
17,420	27,833	29,146	30,100	31,142	32,302	37,467	16.0%

在所者数

平成2年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	対前年増減率(%)
13,515	19,829	20,669	21,351	21,824	23,079	26,616	15.3%

利用の状況

	施設数	定員		在所者数		利用率	要介護者等数	
			1施設当たり平均定員		1施設当たり平均入所者数			1施設当たり平均要介護者等数
全体	350	37,467	107.0	26,616	76.0	71.0%	9,684	27.7
特定施設	240	30,505	127.1	22,197	92.5	72.8%	8,472	35.3
非特定施設	110	6,962	63.3	4,419	40.2	63.5%	1,212	11.0

定員別施設数

	10～30人	31～50人	51～100人	101～200人	201人～
全体	61	69	104	73	43
特定施設	30	39	69	61	41
非特定施設	31	30	35	12	2

在所者の状況

【特定施設（240施設）】

在所者数(実数)

在所者	要介護認定を受けていない人	自立	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	要介護者割合	平均要介護度
22,197	9,366	4,359	748	2,122	1,607	1,381	1,505	1,109	38.2%	2.52
100.0%	42.2%	19.6%	3.4%	9.6%	7.2%	6.2%	6.8%	5.0%		

【非特定施設（110施設）】

在所者数(実数)

在所者	要介護認定を受けていない人	自立	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	要介護者割合	平均要介護度
4,419	2,505	702	138	333	218	179	209	135	27.4%	2.37
100.0%	56.7%	15.9%	3.1%	7.5%	4.9%	4.1%	4.7%	3.1%		

従事者の状況

【特定施設（240施設）】

従事者数(実数)

	機能回復訓練指導員	寮母	医師	保健婦(士)	看護婦(士)	介助員	栄養士	調理員	事務員
専任	85	2,532	15	5	719	1,737	199	685	752
兼任	80	242	133	0	220	330	32	161	66

定員100人当たり従事者数(実数)

	機能回復訓練指導員	寮母	医師	保健婦(士)	看護婦(士)	介助員	栄養士	調理員	事務員
専任	0.28	8.30	0.05	0.02	2.36	5.69	0.65	2.25	2.47
兼任	0.26	0.79	0.44	0.00	0.72	1.08	0.10	0.53	0.22

看護・介護職員(保健婦(士)・看護婦(士)、寮母・介助員)実数1人当たり入所者数、同実数1人当たり要介護者等数

入所者	要介護者等
3.84	1.46

【非特定施設（110施設）】

従事者数(実数)

	機能回復訓練指導員	寮母	医師	保健婦(士)	看護婦(士)	介助員	栄養士	調理員	事務員
専任	6	464	4	7	88	101	49	254	290
兼任	13	27	47	0	28	5	21	47	46

定員100人当たり従事者数(実数)

	機能回復訓練指導員	寮母	医師	保健婦(士)	看護婦(士)	介助員	栄養士	調理員	事務員
専任	0.09	6.66	0.06	0.10	1.26	1.45	0.70	3.65	4.17
兼任	0.19	0.39	0.68	0.00	0.40	0.07	0.30	0.68	0.66

看護・介護職員(保健婦(士)・看護婦(士)、寮母・介助員)実数1人当たり入所者数、同実数1人当たり要介護者等数

入所者	要介護者等
6.14	1.68

(注) 専任・兼任とも実数であり、常勤換算していない。専任とは施設の通常の勤務時間すべてを勤務している場合をいい、兼任とは半日勤務、隔日勤務、週1日勤務等の場合や他の施設にも勤務するなど、他にも収入および時間的拘束の伴う仕事をもっている場合をいう。

業務(給食)の外部委託の状況

【特定施設 (240施設)】

全部委託	一部委託	委託していない
109	4	127
45.4%	1.7%	52.9%

【非特定施設 (110施設)】

全部委託	一部委託	委託していない
20	11	79
18.2%	10.0%	71.8%

介護機器の状況 (施設数)

【特定施設 (240施設)】

特殊浴槽				電動ギャジベッド				徘徊等防止設備		
導入している		導入していない		導入している		導入していない		導入	導入していない	
総数	台数(台)	導入予定あり	導入予定なし	総数	台数(台)	導入予定あり	導入予定なし		導入予定あり	導入予定なし
192	279	17	31	205	4,665	5	30	90	29	121
80.0%	1.5台/施設	7.1%	12.9%	85.4%	22.8台/施設	2.1%	12.5%	37.5%	12.1%	50.4%

【非特定施設 (110施設)】

特殊浴槽				電動ギャジベッド				徘徊等防止設備		
導入している		導入していない		導入している		導入していない		導入	導入していない	
総数	台数(台)	導入予定あり	導入予定なし	総数	台数(台)	導入予定あり	導入予定なし		導入予定あり	導入予定なし
20	26	4	86	32	588	0	78	11	5	94
18.2%	1.3台/施設	3.6%	78.2%	29.1%	18.4台/施設	0.0%	70.9%	10.0%	4.5%	85.5%

退所理由・在所期間別の退所状況 (過去1年間の退所者数割合)

【特定施設 (240施設)】

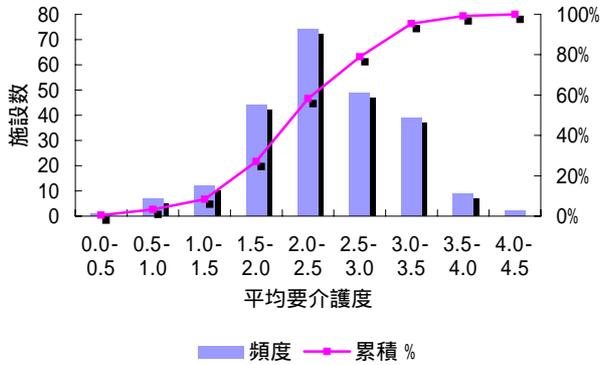
	計	1年未満	1～3年	3～5年	5～10年	10年以上
計	100.0%	32.7%	21.8%	14.4%	18.9%	12.2%
家庭復帰	13.7%	7.0%	2.9%	1.6%	1.3%	0.9%
他の社会福祉施設等へ転所	5.4%	2.1%	1.4%	1.1%	0.7%	0.2%
介護老人保健施設へ転所	5.5%	3.5%	0.7%	0.5%	0.6%	0.3%
入院	7.4%	3.9%	1.2%	0.8%	1.3%	0.2%
死亡	59.9%	12.9%	13.4%	9.1%	14.1%	10.5%
その他	8.0%	3.4%	2.1%	1.4%	1.0%	0.2%

【非特定施設 (110施設)】

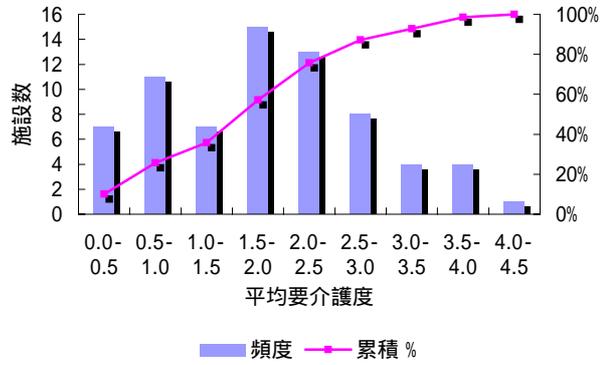
	計	1年未満	1～3年	3～5年	5～10年	10年以上
計	100.0%	22.5%	22.5%	22.5%	16.6%	15.8%
家庭復帰	15.2%	5.5%	3.9%	2.8%	1.8%	1.2%
他の社会福祉施設等へ転所	14.0%	2.6%	4.2%	3.3%	2.3%	1.7%
介護老人保健施設へ転所	6.5%	2.5%	0.6%	1.2%	1.4%	0.8%
入院	16.8%	5.5%	3.6%	2.6%	2.3%	3.0%
死亡	35.8%	5.2%	7.0%	7.7%	8.2%	7.7%
その他	11.6%	1.3%	3.3%	4.9%	0.7%	1.4%

(平成12年社会福祉施設等調査 12年10月)

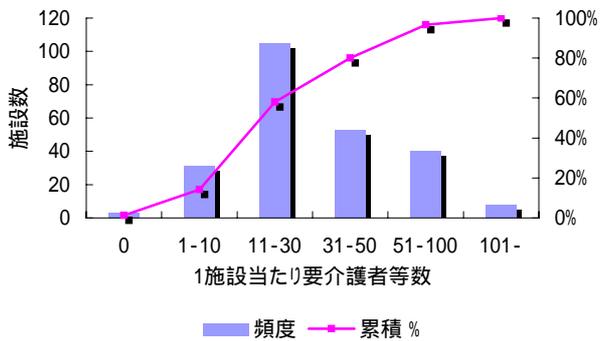
有料老人ホーム(特定施設 237施設)の在居者のうち要介護者等の平均要介護度



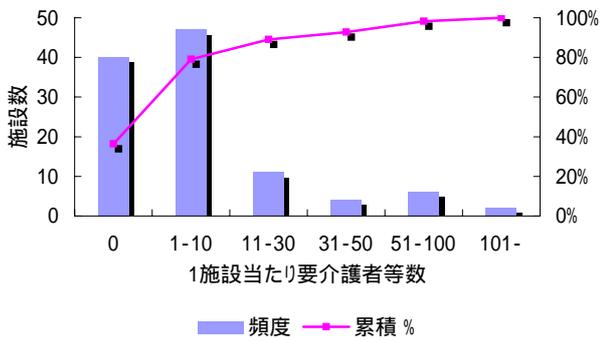
有料老人ホーム(非特定施設 70施設)の在居者のうち要介護者等の平均要介護度



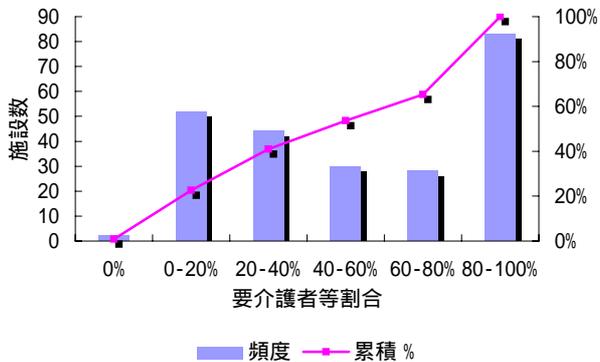
有料老人ホーム(特定施設 240施設)の1施設当たり要介護者等数 (平均 35.3人)



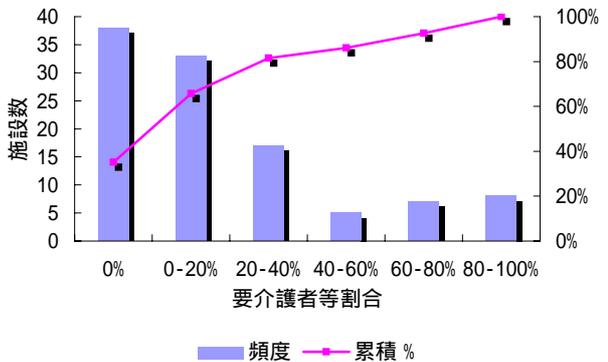
有料老人ホーム(非特定施設 110施設)の1施設当たり要介護者等数 (平均 11.0人)



有料老人ホーム(特定施設 239施設)の在居者に占める要介護者等の割合



有料老人ホーム(非特定施設 108施設)の在居者に占める要介護者等の割合



都道府県別 有料老人ホーム数、定員数、在所者数

(社会福祉施設等調査 平成12年10月)

	施設数	定員	在所者
全国	350	37,467	26,616
北海道	15	1,273	913
青森	1	32	7
岩手	-	-	-
宮城	2	150	53
秋田	1	24	23
山形	-	-	-
福島	3	297	213
茨城	10	761	524
栃木	3	126	78
群馬	11	960	686
埼玉	13	1,270	994
千葉	36	5,586	4,002
東京都	48	5,039	3,896
神奈川県	56	6,017	4,280
新潟	4	303	74
富山	-	-	-
石川	1	173	103
福井	4	292	164
山梨	3	279	162
長野	3	180	148
岐阜	-	-	-
静岡県	18	3,042	2,337
愛知県	12	882	678
三重	3	133	86
滋賀	4	629	444
京都	9	1,298	715
大阪	14	1,101	796
兵庫県	23	3,451	2,513
奈良	4	791	688
和歌山	3	200	109
鳥取	2	67	41
島根	2	40	27
岡山	4	319	100
広島	3	324	200
山口	3	177	49
徳島	-	-	-
香川	3	126	47
愛媛	5	358	274
高知	-	-	-
福岡	11	1,164	920
佐賀	1	12	3
長崎	1	24	7
熊本	2	80	54
大分	4	221	106
宮崎	1	30	10
鹿児島	3	136	92
沖縄	1	100	-

指定都市・中核市再掲

	施設数	定員	在所者
札幌市	9	1,022	782
仙台市	-	-	-
千葉市	6	476	312
横浜市	-	-	-
川崎市	5	426	288
名古屋市	5	314	201
京都市	6	599	468
大阪市	4	139	94
神戸市	9	1,255	1,071
広島市	2	250	171
北九州市	3	402	348
福岡市	2	390	328
旭川市	-	-	-
秋田市	-	-	-
郡山市	-	-	-
いわき市	1	143	104
宇都宮市	-	-	-
新潟市	2	257	57
富山市	-	-	-
金沢市	1	173	103
長野市	2	100	88
岐阜市	-	-	-
静岡市	1	34	30
浜松市	1	40	34
豊橋市	-	-	-
豊田市	1	88	74
堺市	2	115	104
姫路市	3	432	314
和歌山市	-	-	-
岡山市	1	86	21
福山市	-	-	-
高松市	1	70	25
松山市	3	222	182
高知市	-	-	-
長崎市	-	-	-
熊本市	2	80	54
大分市	-	-	-
宮崎市	-	-	-
鹿児島市	-	-	-

有料老人ホームの現状について

1 定義（老人福祉法 第29条）

- ・「常時10人以上を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設」
（有料老人ホームは、住居の機能とサービス提供の機能を併せもった民間施設）

2 契約形態

(1) 終身利用権型

入居一時金を支払い、専用居室及び共用部分についての終身の利用権を取得する施設

(2) 賃貸型

家賃相当額を月々の利用料に含めて支払い賃貸する施設

3 入居一時金等の額

（入居一時金、月額利用料ともに、当該金額を徴収していないホーム等を除く）

入居一時金	月額利用料(管理費+賃)
500～5,000万円程度	平均16.0万円程度

4 現状

(1) ホーム数の推移

	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年
施設数総数	228	244	261	265	275	280	286	288	303	349
入居定員(人)	21,825	24,276	26,120	26,776	27,750	29,222	30,148	30,792	34,024	36,855
入居者数(人)	16,692	18,217	18,686	19,073	19,770	20,618	21,316	21,643	24,182	26,204

- (注) 1. 平成3年度～平成11年度は、厚生省老人福祉振興課調（各年の7月1日（ただし平成10年度は4月1日）現在）
2. 平成12年度は、厚生省振興課調（平成12年7月1日現在）

(2) 有料老人ホームに対する行政の関与のあり方

有料老人ホームについては、民間の創意工夫を損なわないよう、許認可制等の過度な参入規制によらず、事前届出制の下での行政指導と民間の自主的な取組という2つの柱により、サービスの質の確保を図ることとしている。

ア 老人福祉法に基づく事前届出

イ 各都道府県の有料老人ホーム設置運営指導指針による行政指導

ウ （社）全国有料老人ホーム協会による自主的な取組み

(3) 主な設備基準（有料老人ホーム設置運営標準指導指針）

介護居室の基準 1室の定員 4人以下

1人あたりの床面積 個室13㎡以上、相部屋9㎡以上

廊下の幅の基準 片側に居室の場合 1.8m 両側に居室の場合 2.7m

ケアハウス(平成12年社会福祉施設等調査(12.10.1))

施設の状況

施設数 1,160施設 (うち 特定施設 46施設)

経営主体別施設数

公営	社会福祉事業団	社会福祉法人	医療法人	社団	財団	株式会社	その他の法人	個人	その他
23	14	1,114	8	0	0	0	1	0	0

(注) その他の法人には厚生連、農業協同組合、消費生活協同組合、簡易保険郵便年金福祉事業団が含まれる。

年次推移

施設数

平成2年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	対前年増減率(%)
3	261	450	623	794	985	1,160	17.8%

定員

平成2年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	対前年増減率(%)
150	10,706	18,180	24,479	31,228	38,444	45,672	18.8%

在所者数

平成2年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	対前年増減率(%)
113	8,616	14,628	20,180	26,146	33,843	40,990	21.1%

利用の状況

	施設数	定員		在所者数		利用率	要介護者等数	
		1施設当たり平均定員	1施設当たり平均入所者数	1施設当たり平均要介護者等数				
全体	1,160	45,272	39.0	40,990	35.3	90.5%	14,367	12.4
特定施設	46	1,741	37.8	1,631	35.5	93.7%	823	17.9
非特定施設	1,114	43,531	39.1	39,359	35.3	90.4%	13,544	12.2

定員別施設数

	10～19人	20～30人	31～50人	51～70人	71～100人	101人～
全体	219	355	466	64	47	9
特定施設	6	17	17	4	2	0
非特定施設	213	338	449	60	45	9

在所者の状況

在所者数(実数)

【特定施設 (46施設)】

在所者	要介護認定を受けていない人	自立	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	要介護者割合	平均要介護度
1,631	386	422	253	378	107	38	14	33	50.5%	1.24
100.0%	23.7%	25.9%	15.5%	23.2%	6.6%	2.3%	0.9%	2.0%		

在所者数(実数)

【非特定施設 (1,114施設)】

在所者	要介護認定を受けていない人	自立	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	要介護者割合	平均要介護度
39,359	20,502	5,313	4,129	6,458	1,964	595	267	131	34.4%	1.14
100.0%	52.1%	13.5%	10.5%	16.4%	5.0%	1.5%	0.7%	0.3%		

従事者の状況

【特定施設 (46施設)】

従事者数(実数)

	機能回復訓練指導員	寮母	医師	保健婦(士)	看護婦(士)	介助員	栄養士	調理員	事務員
専任	1	119	0	0	26	28	17	69	19
兼任	7	9	1	0	10	6	5	7	3

定員100人当たり従事者数(実数)

	機能回復訓練指導員	寮母	医師	保健婦(士)	看護婦(士)	介助員	栄養士	調理員	事務員
専任	0.06	6.84	0.00	0.00	1.49	1.61	0.98	3.96	1.09
兼任	0.40	0.52	0.06	0.00	0.57	0.34	0.29	0.40	0.17

看護・介護職員(保健婦(士)・看護婦(士)、寮母・介助員)実数1人当たり入所者数、同実数1人当たり要介護者等数

入所者数	要介護者等数
8.24	4.16

【非特定施設 (1,114施設)】

従事者数(実数)

	機能回復訓練指導員	寮母	医師	保健婦(士)	看護婦(士)	介助員	栄養士	調理員	事務員
専任	6	2,021	7	3	76	94	449	1,245	439
兼任	13	111	30	2	52	24	168	264	162

定員100人当たり従事者数(実数)

	機能回復訓練指導員	寮母	医師	保健婦(士)	看護婦(士)	介助員	栄養士	調理員	事務員
専任	0.01	4.64	0.02	0.01	0.17	0.22	1.03	2.86	1.01
兼任	0.03	0.25	0.07	0.00	0.12	0.06	0.39	0.61	0.37

看護・介護職員(保健婦(士)・看護婦(士)、寮母・介助員)実数1人当たり入所者数、同実数1人当たり要介護者等数

入所者数	要介護者等数
16.52	5.68

(注) 専任・兼任とも実数であり、常勤換算していない。専任とは施設の通常の勤務時間すべてを勤務している場合をいい、兼任とは半日勤務、隔日勤務、週1日勤務等の場合や他の施設にも勤務するなど、他にも収入および時間的拘束の伴う仕事をもっている場合をいう。

業務(給食)の外部委託の状況

【特定施設 (46施設)】

全部委託	一部委託	委託していない
21	0	25
45.7%	0.0%	54.3%

【非特定施設 (1,114施設)】

全部委託	一部委託	委託していない
531	27	556
47.7%	2.4%	49.9%

介護機器の状況

【特定施設 (46施設)】

特殊浴槽				電動ギャジベッド				徘徊等防止設備		
導入している		導入していない		導入している		導入していない		導入	導入していない	
総数	台数(台)	導入予定あり	導入予定なし	総数	台数(台)	導入予定あり	導入予定なし		導入予定あり	導入予定なし
13	18	1	32	13	322	0	33	8	0	38
28.3%	1.4台/施設	2.2%	69.6%	28.3%	24.8台/施設	0.0%	71.7%	17.4%	0.0%	82.6%

【非特定施設 (1,114施設)】

特殊浴槽				電動ギャジベッド				徘徊等防止設備		
導入している		導入していない		導入している		導入していない		導入	導入していない	
総数	台数(台)	導入予定あり	導入予定なし	総数	台数(台)	導入予定あり	導入予定なし		導入予定あり	導入予定なし
137	188	4	973	153	3,375	7	954	55	22	1,037
12.3%	1.4台/施設	0.4%	87.3%	13.7%	22.1台/施設	0.6%	85.6%	4.9%	2.0%	93.1%

退所理由・在所期間別の退所状況 (過去1年間の退所者数割合)

【特定施設 (46施設)】

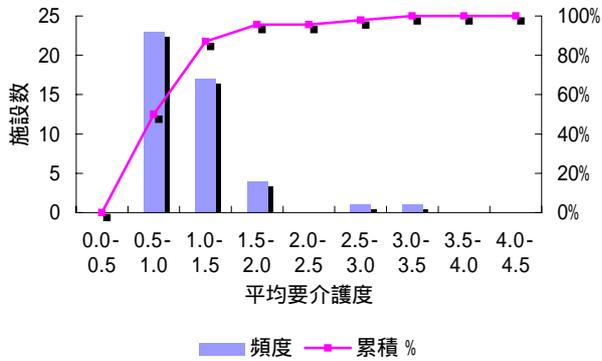
	計	1年未満	1～3年	3～5年	5～10年	10年以上
計	100.0%	37.7%	42.7%	16.2%	3.4%	0.0%
家庭復帰	24.0%	12.8%	10.3%	0.6%	0.3%	0.0%
他の社会福祉施設等へ転所	21.5%	5.3%	10.6%	4.4%	1.2%	0.0%
介護老人保健施設へ転所	14.3%	4.0%	8.4%	1.2%	0.6%	0.0%
入院	20.6%	9.0%	5.0%	6.2%	0.3%	0.0%
死亡	17.8%	5.9%	8.1%	2.8%	0.9%	0.0%
その他	1.9%	0.6%	0.3%	0.9%	0.0%	0.0%

【非特定施設 (1,114施設)】

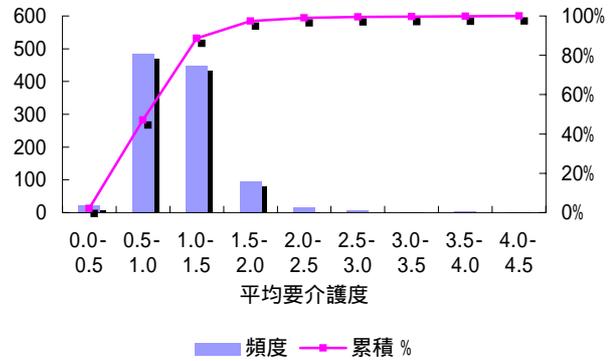
	計	1年未満	1～3年	3～5年	5～10年	10年以上
計	100.0%	39.4%	39.3%	15.6%	5.7%	0.0%
家庭復帰	27.3%	13.3%	10.1%	3.3%	0.7%	0.0%
他の社会福祉施設等へ転所	17.2%	5.8%	7.3%	3.1%	1.1%	0.0%
介護老人保健施設へ転所	11.6%	4.2%	4.6%	1.9%	0.9%	0.0%
入院	22.0%	9.1%	8.5%	3.0%	1.3%	0.0%
死亡	19.3%	5.9%	7.8%	4.0%	1.6%	0.0%
その他	2.6%	1.2%	1.0%	0.3%	0.2%	0.0%

(平成12年社会福祉施設等調査 12年10月)

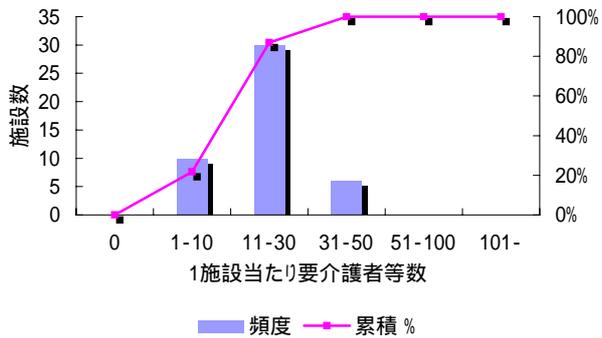
ケアハウス(特定施設 46施設)の在所者のうち
要介護者等の平均要介護度



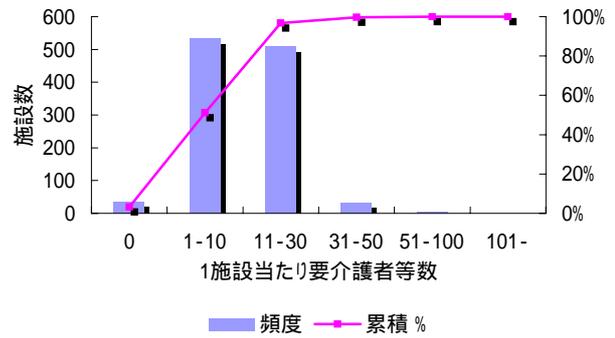
ケアハウス(非特定施設 1,078施設)の在所者のうち
要介護者等の平均要介護度



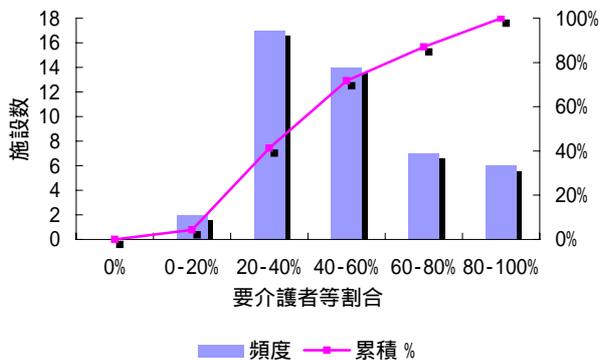
ケアハウス(特定施設 46施設)の
1施設当たり要介護者等数
(平均 17.9人)



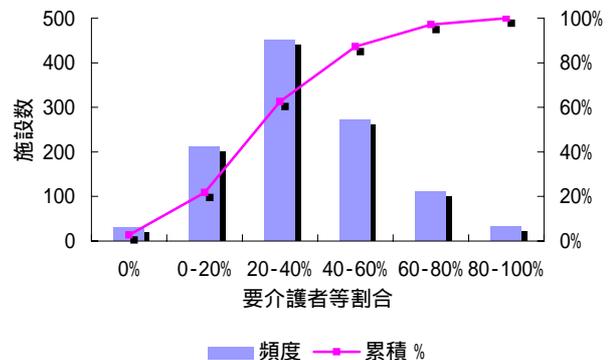
ケアハウス(非特定施設 1,114施設)の
1施設当たり要介護者等数
(平均 12.2人)



ケアハウス(特定施設 46施設)の
在所者に占める要介護者等の割合



ケアハウス(非特定施設 1,108施設)の
在所者に占める要介護者等の割合



平成12年

第1表 社会福祉施設等数,施設の種類・経営主体の公営 - 私営×国 - 都道府県 - 指定都市 - 中核市別

		11 軽費老人ホーム(介護利用型) 総数	定員	在所者
全 国		1160	45272	40990
99	国	1160	-	-
01	北海道	35	1497	1405
02	青森	10	295	273
03	岩手	12	448	416
04	宮城	10	265	251
05	秋田	23	414	381
06	山形	7	315	305
07	福島	13	412	395
08	茨城	40	1385	1251
09	栃木	10	423	316
10	群馬	41	1226	1132
11	埼玉	52	2496	2257
12	千叶	49	1839	1786
13	東京都	13	608	582
14	神奈川県	20	661	648
15	新潟	21	833	715
16	富山	5	250	243
17	石川	6	250	224
18	福井	7	305	253
19	山梨	10	500	464
20	長野	10	432	395
21	岐阜	16	474	410
22	静岡県	11	403	394
23	愛知	45	1940	1771
24	三重	16	680	652
25	滋賀	13	305	292
26	京都	29	914	752
27	大阪府	53	2260	2023
28	兵庫県	53	1829	1635
29	奈良	22	763	682
30	和歌山	2	71	65
31	鳥取	10	400	367
32	島根	9	412	311
33	岡山	31	1146	1008
34	広島	36	956	880
35	山口	17	940	892
36	徳島	20	750	570
37	香川	13	670	528
38	愛媛	24	680	587
39	高知	2	80	73
40	福岡	35	1369	1204
41	佐賀	21	700	602
42	長崎	13	620	498
43	熊本	11	450	416
44	大分	6	350	323
45	宮崎	8	230	209
46	鹿児島	7	220	168
47	沖縄	2	100	89
51	札幌市	11	690	686
52	仙台市	8	294	290
53	千葉市	8	380	334
54	横浜市	4	156	148

55	川崎市	1	50	50
56	名古屋	13	345	342
57	京都市	7	350	347
58	大阪市	15	535	462
59	神戸市	5	252	240
60	広島市	3	210	203
61	北九州	9	425	371
62	福岡市	12	696	666
66	旭川市	4	205	202
67	秋田市	4	145	145
68	郡山市	3	105	103
69	いわき市	4	150	140
70	宇都宮市	6	200	193
71	新潟市	7	299	289
72	富山市	1	100	100
73	金沢市	2	300	294
74	長野市	3	104	98
75	岐阜市	5	140	135
76	静岡市	4	270	262
77	浜松市	5	280	279
78	豊橋市	5	135	127
79	豊田市	2	100	100
80	堺市	8	345	313
81	姫路市	7	255	224
82	和歌山市	5	191	174
83	岡山市	17	704	584
84	福山市	5	210	207
85	高松市	6	180	161
86	高山市	6	230	216
87	高知市	4	280	196
88	長崎市	8	400	367
89	熊本市	11	445	346
90	大分市	3	180	177
91	宮崎市	4	150	142
92	鹿児島市	6	220	184

ケアハウスの概要

1 利用者

- (1) 自炊ができない程度の身体機能の低下等が認められる者又は高齢等のため独立して生活するには不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難な者。
- (2) 原則として60歳以上の者。ただし、60歳以上の配偶者とともに利用する者については、この限りではない。

2 サービス機能

- (1) 入所者に対する助言・相談、食事、入浴、緊急時の対応。
- (2) 介護を必要とする場合は、ホームヘルプサービスなどの介護保険サービスにより対応。
- (3) 「特定施設入所者生活介護」の指定を受けた場合には、特別養護老人ホームと同等の介護サービスを提供。

3 施設規模等

- (1) 入所定員 20人以上（特別養護老人ホーム等に併設の場合には10人以上）。
- (2) 個室又は夫婦部屋。

4 人員配置：[設置形態、定員数等に応じて変動]*（ ）書きは非常勤職員であり再掲。

- (1) 単独設置、特定施設入所者生活介護の指定を受けていない場合の配置基準の例

定員	施設長	事務員	栄養士	調理員等	生活相談員	介護職員	総数
50人	1人		1人	4人(2)	1人	2人	9人(2)
100人	1人	1人	1人	4人(2)	1人	3人	11人(2)

- (2) 単独設置、特定施設入所者生活介護の指定を受けている場合の配置基準の例

定員	施設長	事務員	栄養士	調理員等	総数
50人	1人		1人	4人(2)	6人(2)
100人	1人	1人	1人	4人(2)	7人(2)

左記に加え、下記(A)(B)のいずれかに応じた配置が必要。

特定施設入所者生活介護の提供を受けていない入居者(A)の数に対応した配置

(A)の数	介護職員
20人	1人
50人	2人
100人	3人

特定施設入所者生活介護の提供を受けている入居者(B)の数に対応した配置

介護保険の運営基準に基づく配置(例)

(B)：看護・介護職員の割合

(要介護者) 3：1

(要支援者) 10：1

(B)：生活相談員の割合

100：1

5 入居者の費用負担：[50人定員（単独設置）大都市の場合の例：月額]

特定施設入所者生活介護の指定	指定を受けていない施設	指定を受けた施設				
生活費 (食材料費、光熱水費等に相当する部分)	45,310円 (* 地区別冬季加算あり)					
事務費 (職員人件費等に相当する部分)	10,000円 ~ 74,300円 * 収入に応じて変動：最高額からの []	<table border="1"> <tr> <td>特定施設入所者生活介護の提供を受けない入居者の場合(定員の半分(25人)と仮定)</td> <td>10,000円 ~ 64,000円 * 収入に応じて変動：最高額からの []</td> </tr> <tr> <td>特定施設入所者生活介護の提供を受ける入居者の場合</td> <td>10,000円 ~ 41,200円 * 収入に応じて変動：最高額からの []</td> </tr> </table>	特定施設入所者生活介護の提供を受けない入居者の場合(定員の半分(25人)と仮定)	10,000円 ~ 64,000円 * 収入に応じて変動：最高額からの []	特定施設入所者生活介護の提供を受ける入居者の場合	10,000円 ~ 41,200円 * 収入に応じて変動：最高額からの []
特定施設入所者生活介護の提供を受けない入居者の場合(定員の半分(25人)と仮定)	10,000円 ~ 64,000円 * 収入に応じて変動：最高額からの []					
特定施設入所者生活介護の提供を受ける入居者の場合	10,000円 ~ 41,200円 * 収入に応じて変動：最高額からの []					
管理費 (施設建設費用等のうち公的補助対象部分を除いた設置者自己負担に相当する部分)	1万円 ~ 5万円程度 を徴収している場合が多い。					

- (1) 、 : 平成13年4月1日現在の額。各施設の判断で上記よりも少ない額を徴収することも可能。
- (2) について、全施設の入居者の平均負担額は約2.3万円。
- (3) の支払方法は、分割払い、一括払い、両者の併用払いの3種類があるが、「1万円～5万円」は、入居者が月々の支払いを行っている場合の概ねの支払額である。
- (4) 上記の他、利用者個人の使用に属する光熱水費等を必要に応じて徴収可能。

6 設置・運営者及び公的補助の扱い

- (1) 都道府県、市町村、社会福祉法人に加えて、都道府県知事等から許可を受けた法人がケアハウスを設置・運営することができ、「事務費補助金」(上記5表)に基づく助成を受けることができる。
- * 負担割合：国1/3、都道府県・指定都市・中核市2/3(設置・運営者が社会福祉法人の場合)
- (2) 都道府県、市町村、社会福祉法人に対して施設整備費補助を実施。
- * 負担割合：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/4、設置者1/4
- * 都道府県・市町村以外の法人については、PFI制度を用いて市町村等が整備する施設を、PFI事業者として選定された上で賃借して運営することが可能。

7 その他

本年1月より、10人程度ずつの単位で入居者が談話室等として使用可能なスペースを整備(ユニット型)した上で特定施設入所者生活介護の指定を受けるタイプのケアハウスについて、設備基準の緩和等を行ったところである。

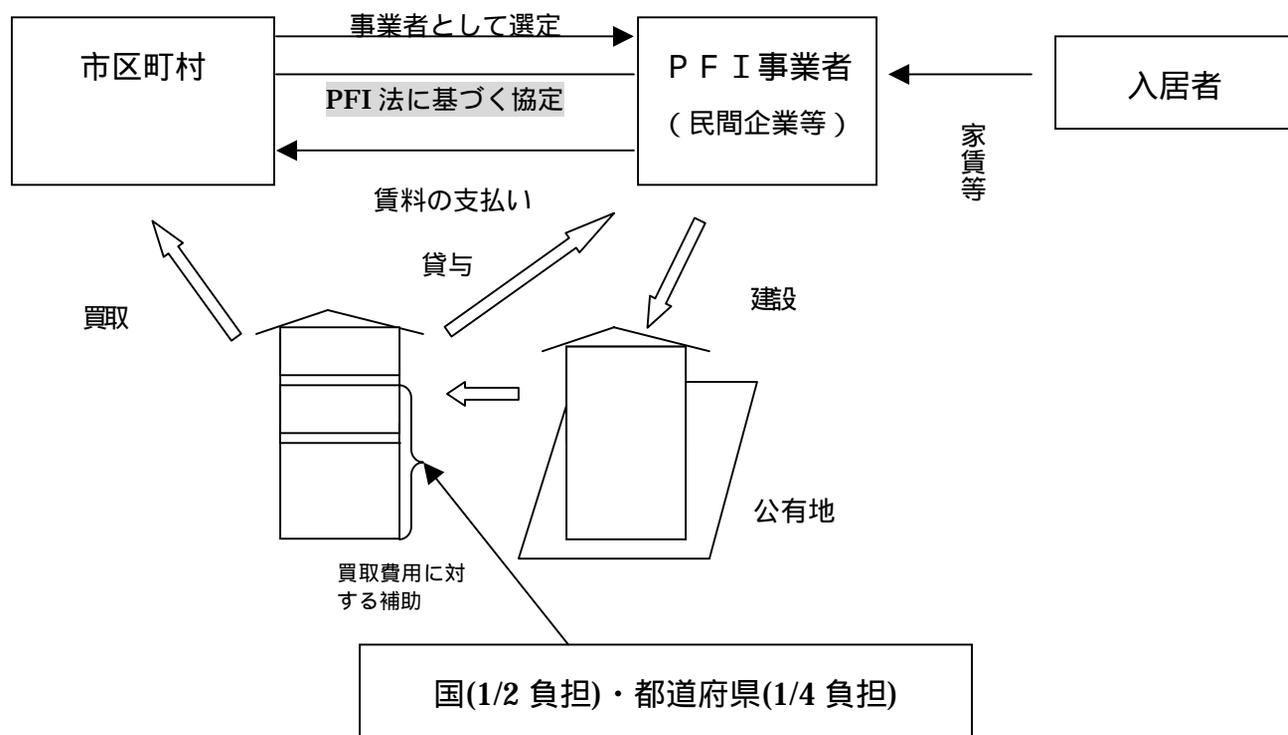
P F I 制度を活用した公設民営型ケアハウスの整備促進について

(平成13年度第1次補正予算において措置済)

介護基盤整備の一環として、都市部等で介護サービス提供体制を備えたケアハウスの設置が促進されるよう所要の方策を講ずる。

具体的には、民間企業等にもケアハウスの設置・運営の途を開き（社会福祉法上の都道府県知事許可が必要）P F I 法に基づく選定を受けた事業者が公設民営型ケアハウスの運営を行う場合、新たにその施設整備費について国庫補助の対象とする。

[イメージ図]



介護サービスの提供等に関する事項を盛り込んだP F I 協定の下、地方自治体がP F I 事業者の建設した施設を買い取った上でこれを当該事業者に貸与し、運営させる場合、その買取費用を新たに国庫補助の対象とするもの。